最終更新日：2016年6月30日
ぷらっとホーム株式会社
代表取締役社長　鈴木友康
問合せ先：管理部長　高橋誠二 TEL: 03-5213-4376
証券コード：6836
http://www.plathome.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上を図りステークホルダーからの信頼を獲得するためには、市場の変化に対応しうる機動性を確保し、経営判断の迅速化とともに経営へのチェック機能を強化し、透明性を確保していくことが重要であると考えております。そのためには今後も継続して、取締役会、監査役会の機能を強化ししつつ、より健全で透明性の高い経営管理組織を構築すべくコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則１－２．株主総会における権利行使】
（補充原則１－２－４）
当社は自社の株主における海外投資家の比率が低く、議決権の電子行使や招集通知の英訳は行っておりません。今後につきましては、海外投資家の比率を踏まえた上で検討してまいります。

【原則３－１．情報開示の充実】
（補充原則３－１－２）
当社は自社の株主における海外投資家等の比率が低く、適時開示情報等の英訳は行っておりません。今後につきましては、海外投資家等の比率を踏まえた上で検討してまいります。

【原則４－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
（補充原則４－11－３）
当社は、取締役会の半数が独立社外取締役で構成されており、取締役会での報告事項及び決議事項に対する質疑や意見を通じて、取締役会全体の実効性は確保されていると判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
当社は、現時点において、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社は、取締役との利益相反取引については取締役会規程に基づき取締役会の承認を要することとしております。また、決算時において各役員に対し調査票による関連当事者取引の確認を行うこととしております。
なお、現時点において、当社株式の10%以上を保有する主要株主は取締役以外に存在しないため、主要株主との取引についての枠組みはありません。

【原則３－１．情報開示の充実】
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、会社理念として「TECHNOLOGY to serve you.～私たちの技術力を、お客様のために～」を掲げ、決算短信に経営方針を記載するとともに、経営戦略につきましては、会社説明会等において社長自ら説明を行い、その説明資料を自社ウェブサイト（http://www.plathome.co.jp/about/ir/materials.html）に掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「１．基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「取締役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社では、取締役として株主からの経営の委任に応え、当社が行う事業や経営に関する豊富な経験と幅広い識見を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定する方針としております。
また、監査役については、財務・会計や会社法務、当社が行う事業に関する豊富な経験と識見を持ち、当社の経営に対して適切な指導及び監査をしていただける方を監査役候補者として選定する方針としております。
この方針に基づき、代表取締役が取締役及び監査役候補者の原案を作成して取締役会に提案し、取締役会において候補者を決定しております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役及び監査役候補者について、株主総会招集通知に各候補者の略歴及びその選任理由等について記載しております。

【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】
（補充原則４－１－１）
当社の取締役会では、経営全般に対する監督機能を発揮するため、法令・定款で定められているもののほか、取締役会規程により経営計画や予算などの重要な業務執行に関する事項の承認や報告等を行っております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社の取締役会は4名のうち2名が独立社外取締役であり、企業価値の向上を図る観点から、豊富な経験と幅広い識見に基づき、監督・助言をいただいております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、金融商品取引所が定める独立性基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、豊富な経験と識見を活かした指導及び監督をしていただける点を重視して判断しております。

【原則４－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
（補充原則４－11－１）
当社の取締役会は、経営判断の迅速化と経営へのチェック機能を確保し効率的に行うために、業務執行者である代表取締役社長1名及び営業部長1名の他、当社が行う事業や会社経営に豊富な経験と識見のある独立社外取締役2名で構成されております。企業規模を考慮し現在の体制が適切であると判断しております。

（補充原則４－11－２）
社外取締役及び社外監査役の他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書において、毎年開示しております。

【原則４－14．取締役・監査役のトレーニング】
（補充原則４－14－２）
当社は、社外取締役については会社経営に豊富な経験のある方を、社外監査役には財務・会計や会社法務に知見がある方を選任しております。社外役員以外の取締役、監査役については、その担当業務に十分な経験を持つ方を選任しております。
新任役員には就任の際に当社の事業内容や経営戦略、財務情報、組織等について説明を行うとともに、各取締役及び監査役はそれぞれ期待される役割・責務を果たすため、自ら必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努め、その費用のうち直接当社に係る費用につきましては、当社において負担しております。
また、日本監査役協会に加入しており、常勤監査役はメール配信による情報の取得やセミナーへの参加を行っております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みについては以下のとおりです。
・情報取扱責任者を中心に管理部が実務担当部署となり、IR活動を行っております。
・株主との面談に関しては、社長又は情報取扱責任者が対応しております。
・半年に1回会社説明会を開催し、社長自身による経営戦略や業績の説明及び質疑応答を行っているほか、自社ウェブサイトに決算説明資料を掲載しております。また、自社ウェブサイトにIR担当への電話番号を掲載し株主からの問い合わせに対応しており、その内容については適宜社長に報告しております。
・重要事実の管理・公表に関しては「インサイダー取引防止規程」に基づいて対応しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
鈴木　友康	299,000	22.00
本多　貴美子	92,000	6.77
本多　基記	85,400	6.28
MSCO CUSTOMER SECURITIES	83,400	6.14
村口　和孝	64,300	4.73
株式会社SBI証券	40,800	3.00
橋本　文男	34,000	2.50
チルダース　トーマスハミルトン	22,000	1.62
寶田　全康	17,000	1.25
日本証券金融株式会社	17,000	1.25

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

平成28年2月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが平成28年2月1日現在で以下の株式を保有している旨の記載がされておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者　ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー
（Dalton Investments LLC）
保有株券等の数　76,400株
株券等保有割合　5.62%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村口　和孝	他の会社の出身者											
菅谷　常三郎	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村口　和孝	○	該当事項はありません。	IT業界の会社経営等につき、豊富な経験と幅広い識見を有しており、当社の経営全般に対する助言をしていただけるものと判断し、選任しております。 他の会社の代表取締役等を兼務しておりますが、当該他の会社と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。 独立役員として適切でないと取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しました。
		菅谷常三郎氏は、当社の取引先である株式会社ジャフコの出身でありますが、同社	海外投資事業経営により培われた豊富な経験と幅広い識見を持ち、当社の経営全般に対する助言をしていただけるものと判断し、選任しております。 他の会社の代表取締役等を兼務しております

菅谷　常三郎	○	を平成23年に退職しております。株式会社ジャフコと当社との取引は、株式会社ジャフコが運営する投資事業有限責任組合への出資（出資比率2.5%）であります。	が、当該他の会社と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。 独立役員として適切でないと取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況については、会計監査人の監査報告会には監査役も出席し直接報告を受けるとともに、意見を述べるなどの連携を図っています。その他、各四半期毎の会計監査人との監査計画会議への出席など、定期的及び必要に応じて随時に会議を開き、監査上の指摘事項について協議しております。
監査役と内部監査部門の連携状況については、定期的及び必要に応じて随時に会議を開き、内部監査の結果である報告書をもとに報告を行うとともに、改善すべき事項について協議しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松山　昌司	公認会計士										△			
本多　基記	弁護士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		松山昌司氏は、当社の会計監査人である	公認会計士の資格を有し、公認会計士事務所を開設し、会社経理に関する豊富な経験と識見を持ち、当社の経営に対して適切な指導及び監査をしていただけるものと判断し、選任し

松山　昌司	○	有限責任　あずさ監査法人の出身でありますが、平成18年に同法人を退職しております。同法人在職の間に当社の監査業務を担当しましたが、監査報告書に署名・押印する社員ではなく、会計監査業務に係る補助者の役割でありました。	ております。 他の会社の代表もしくは社外監査役等を兼務しておりますが、当該他の会社と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。 独立役員として適切でないと取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しました。
本多　基記	○	本多基記氏は、当社の取引先である東日本電信電話株式会社（NTT東日本）の出身でありますが、同社を平成16年に退職しております。NTT東日本と当社との取引は、NTT東日本が提供する通信回線の一般消費者としての取引及び製商品の売買取引（年間0百万円）であります。	弁護士の資格を有し、会社法務に関する豊富な経験と識見を持ち、かつ通信事業業界の豊富な経験と識見を持ち、当社の経営全般に対して適切な指導及び監査をしていただけるものと判断し、選任しております。 独立役員として適切でないと取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものであります。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行するものであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役に支払った報酬
平成28年3月期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）
取締役　4名 22,561千円
監査役　3名　 7,920千円
計　　7名 30,481千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、固定給である月額報酬とストックオプションにより構成されております。
各取締役の月額報酬の決定につきましては、株主総会で決議された限度額の中で、業績状況、各取締役が担当する業務内容及び責任度合い、会社の内部状況などを勘案して定め、最終的に取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。ストックオプションにつきましては、株主総会で決議された範囲内で、取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、取締役会において決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは主に管理部を中心にして行われております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織の状況
当社は監査役設置会社を採用し、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。
取締役会は4名のうち2名が独立性の高い社外取締役で構成され、定例で毎月最低1回、また必要に応じて臨時に開催しており、経営に関する重要方針や基本的戦略等を決定し、業務執行の監督、提言を行っております。監査役は業務の執行状況を監視し、必要に応じて忌憚無く意見を述べ、監査を行っております。取締役会で決定した重要事項は、東京証券取引所に適時開示するとともに自社ウェブサイトにおいて開示し、経営の透明性に配慮しております。

b. 内部統制システムの整備の状況
内部統制システムの整備については、取締役会において内部統制体制の基本方針を決定し、その実効性を確保するための体制の維持及び継続的な改善を行っています。内部統制体制の運用は、管理部、内部監査室が中心となり全社的に協働して実施しております。

c. リスク管理体制の整備の状況
リスク管理体制の整備については、次のとおりであります。
・ コンプライアンス委員会を設け、定期的に開催し、法令遵守事項をはじめ、事業リスクの評価等を検討しています。また、内部通報制度を制定し、原則を逸脱した行動があった場合に通報する仕組みがあり、同委員会及び監査役を通報窓口としております。
・ 顧問弁護士には、法律上の判断が必要な事項が発生した場合随時意見を求め、適切に判断できるよう努めております。法律の解釈が困難な事項に関しては、複数の弁護士の意見を求め、遵法の徹底を図っております。
・ 当社の企業倫理についての方針を「ぷらっとホーム・ビジネス・コード」として定め、コンプライアンスや企業の社会責任に関して全ての役職員が遵守すべき基本的事項を、管理部が中心となり社内研修等を通じ徹底を図っております。
・ 情報取扱責任者をはじめとする情報開示体制を整備し、会社に関する全ての重要事項について公平・適時・正確な情報開示に努めております。

d. 内部監査及び監査役監査の状況
監査役会は、1名の常勤監査役と2名の社外監査役で構成しています。監査役は、原則として全ての取締役会(定例及び臨時)に出席し、経営を監視しております。
常勤監査役は、当社を含め会社の経理部門において長年にわたり勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。社外監査役の1名は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
会社の業務活動を厳正中立の立場から監査し、適正な経営管理に寄与することを目的に、社長直轄の内部監査室(1名)を設置しております。
監査役、内部監査室及び会計監査人との間で定期的及び必要に応じて随時に会議を開き、相互に連携しながら内部統制の強化を図っております。

e. 会計監査の状況
会計監査人には、有限責任 あずさ監査法人を選任し、正しい経営情報を提供するなど公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりであります。
業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員:公認会計士　笛木　忠男、公認会計士　平郡　真
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　4名、その他　6名

f. 責任限定契約の内容の概要
当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は市場の変化が激しいIT業界にあり、かつ現在の企業規模を考慮し、経営判断の迅速化と経営へのチェック機能を確保し効率的に行うために、現在においては当体制が適切であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社は株主総会を会社の最も重要な法的決定機関として位置づけ、株主の権利が適正に守られるよう株主総会の適切な開催と運営に努めております。 また招集通知について早期情報開示の観点から、発送前に自社ウェブサイト（http://www.plathome.co.jp/）に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、代表者自身の説明による会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、代表者自身の説明による会社説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ウェブサイト（http://www.plathome.co.jp/）において、決算短信、決算説明会資料、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部において対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を策定しており、自社ウェブサイトに掲載し公開しております。また、環境マネジメントシステムISO14001を取得し、環境保全への取り組みを積極的に進めております。
その他	当社は、持続的な存続に、当社をとりまく各種ステークホルダーとの関係が重要であることを理解し、適切な情報開示を中心にした円滑な関係作りに努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
企業倫理及び法令遵守にかかる規程である「ぷらっとホーム・ビジネス・コード」を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、IT（情報システム）を活用して業務の効率化と業務目標の進捗状況をレビューできる体制を構築する。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団が形成される場合は、グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、管理部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
また、監査役は必要に応じて、社外の人材及び機関の補助を要請できるものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて、監査役に対し法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度規程において、役職員が監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたことを理由として解雇その他のいかなる不利益取扱いを受けないことを明記する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当会社に対し費用又は債務の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に断固として関与しないものであります。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、社内行動規程である「ぷらっとホーム・ビジネス・コード」を定め、「企業対象暴力との対決」に関する方針を明記し、社内に周知徹底しております。
社内体制については、総務部が中心となり社内教育を行い、かつ公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加し、情報収集と研修を受けています。また、顧問弁護士と連携し、適切に対応する体制を整えています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1.適時開示の体制と担当部署
当社は「ぷらっとホーム・ビジネス・コード」を制定し、企業情報の開示を含めた、法令や社会倫理を遵守する体制の構築と維持に努めています。
また、情報取扱責任者を中心に、管理部が実務担当部署となり、適時開示にあたっております。

2. 適時開示の業務プロセス
(1) 情報収集
開示すべき当社の決定事実、発生事実を収集します。
a)情報取扱責任者は、当社の機関決定事実、報告事実を把握します。
b) 適時開示の担当者は、社内全部門(営業、技術、生産、購買、情報システム部門等)から常に情報を得て、重要な発生事実を把握します。また、報道機関や出版社等による当社に関する報道や記事内容を把握します。把握した内容については、速やかに情報取扱責任者に報告します。
c)決算内容及び決算関係情報は、財務報告の適法性及び適正性を確保する内部統制のもと、業務遂行過程を通じ情報システムにより処理し、予算と実績の差異を把握する月次決算を経て、四半期決算、期末決算を行い、取締役会において承認をします。会計処理のプロセスと結果については、監査役監査、会計監査人の監査を経ています。

(2) 開示判断と実行
開示の必要性を判断し、必要な情報は適時に開示します。
a)収集した情報を、金融商品取引法等の法令及び東京証券取引所の適時開示規則等に則り、開示の必要性があるかを判断するとともに、定められている様式に則り開示内容をまとめます。また、任意に開示を行うべき情報であると判断し、開示を行うケースがあります。
b)開示内容は、代表取締役社長が承認し、開示を実行します。開示の方法及びメディアは、金融商品取引法等の法令及び東京証券取引所の適時開示規則等に則り行うとともに、自社ウェブサイトに掲載します。

(3)インサイダー取引の防止
開示の業務プロセスの全過程にわたり、公表以前に情報が社内外に漏れないことに努めています。「インサイダー取引防止規程」を制定し、役員及び従業員が法令を遵守しインサイダー取引を行わないよう規制しております。
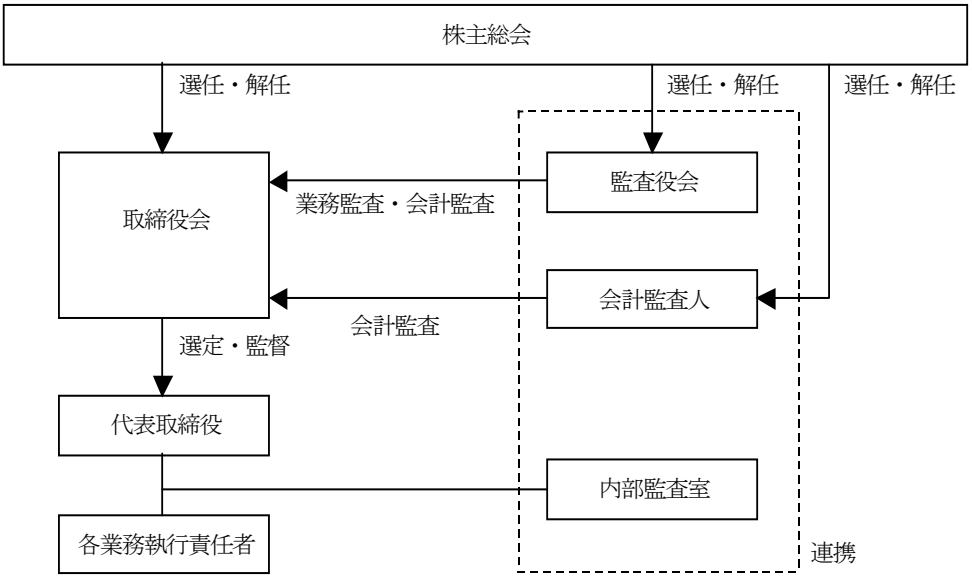
当社のコーポレート・ガバナンス体制